

## 輪島市建設工事に係る合冊入札試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、輪島市が発注する建設工事について、円滑で適正な施工を行うことを目的として、複数の建設工事の請負契約を同一の者と締結する必要がある場合において、当該複数の建設工事の請負契約に係る競争入札を一つの案件として行う方式（以下「合冊入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象案件)

第2条 合冊入札は、複数の建設工事のうち設計金額が最も大きい建設工事を主たる建設工事（以下「本工事」という。）とし、他の建設工事を従たる建設工事（以下「関連工事」という。）として、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 本工事及び関連工事を一つの建設工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 本工事及び関連工事をそれぞれ発注し施工者が異なる場合において、契約不適合責任の範囲が不明確となる等の理由により、同一の者による施工が必要とされること。
- (3) 本工事及び関連工事の施工場所が同一又は隣接する場所であること。
- (4) 本工事及び関連工事の発注工種が同一であること。
- (5) 本工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

### (実施の決定)

第3条 合冊入札の実施については、輪島市工事請負等業者選考委員会の審議を経て決定するものとする。

### (設計金額等の算出)

第4条 合冊入札における設計金額は、本工事及び関連工事の設計金額の合計金額とする。この場合において、本工事及び関連工事間における経費の調整は行わないものとする。ただし、諸経費を調整することが必要なときは、当該調整を行った上で設計金額を算出するものとする。

- 2 合冊入札における予定価格（以下「合冊入札予定価格」という。）は、本工事及び関連工事の予定価格の合計金額とする。
- 3 合冊入札における最低制限価格（以下「合冊入札最低制限価格」という。）は、本工事及び関連工事の最低制限価格の合計金額とする。

### (入札公告)

第5条 合冊入札を一般競争入札に付すときは、入札公告において合冊入札である旨を記載するものとする。

### (入札金額)

第6条 合冊入札における入札金額は、本工事と関連工事の見積金額の合計金額とする。ただし、当該合計金額は、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

(見積内訳書)

第7条 合冊入札に係る見積内訳書は、本工事及び関連工事のそれぞれの見積内訳書を作成するとともに、見積内訳書合計表を作成し、提出しなければならない。

2 見積内訳書に記載する金額は、消費税等を含まないものとする。

3 見積内訳書及び見積内訳書合計表の提出がない入札、見積内訳書及び見積内訳書合計表に不備がある入札又は入札金額と見積内訳書合計表に記載された見積金額が異なる入札は無効とする。

(落札者の決定)

第8条 合冊入札における落札者は、合冊入札予定価格の制限の範囲内で合冊入札最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

(契約書)

第9条 合冊入札に係る請負契約書は、本工事及び関連工事それぞれに作成するものとする。

(契約金額の算定)

第10条 本工事及び関連工事の契約金額は、合冊入札における落札金額を本工事及び関連工事の設計金額の割合に応じて按分した金額（以下「按分落札金額」という。）に消費税等を加算した金額とする。

2 按分落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、関連工事の按分落札金額の当該端数を切り捨て、本工事の按分落札金額で調整するものとする。

(入札結果等の公表)

第11条 入札結果の公表については、合冊入札予定価格、合冊入札最低制限価格及び合冊入札における落札金額をもって行うものとする。

(配置技術者等)

第12条 本工事及び関連工事に配置する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、本工事及び関連工事の契約金額の合計金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に規定する金額以上になる場合は、主任技術者等は専任の者でなければならない。また、本工事及び関連工事の下請契約の請負代金の合計金額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。

2 本工事及び関連工事のいずれか又は全ての工事において、建設工事ごとに専任を要する監理技術者の配置が必要な場合は、同一の者が他の建設工事の主任技術者等を兼ねることはできない。

3 本工事及び関連工事に配置する現場代理人は、同一の者が兼ねることができるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。